

## 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項の規定に基づく実施状況の公表については、以下のとおりです。

### 数 値 目 標 ①

計画期間内における、年次休暇を50%（10日）以上取得する職員の割合を7割以上とする。

#### ●令和5年7月公表

実施状況（令和4年実績）		職員数（人）	目標達成職員数（人）	目標達成割合（%）
幡多西部消防組合		63	57	90.48
所属別内訳	事務局	3	3	100.00
	宿毛署	36	32	88.89
	大月分署	16	15	93.75
	三原分署	8	7	87.50

#### ●令和4年7月公表

実施状況（令和3年実績）		職員数（人）	目標達成職員数（人）	目標達成割合（%）
幡多西部消防組合		64	58	90.63
所属別内訳	事務局	3	2	66.67
	宿毛署	36	33	91.67
	大月分署	17	15	88.24
	三原分署	8	8	100.00

#### ●令和3年7月公表

実施状況（令和2年実績）		職員数（人）	目標達成職員数（人）	目標達成割合（%）
幡多西部消防組合		61	56	91.80
所属別内訳	事務局	3	0	0.00
	宿毛署	35	34	97.14
	大月分署	15	15	100.00
	三原分署	8	7	87.50